

教育支援体制整備交付金 QandA 【幼児教育の質の向上のための緊急環境整備】

②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品等の購入等

No	事業名	質問	回答
1	対象範囲	対象となる幼稚園は。	域内の私立幼稚園(新制度移行・未移行問わない、幼稚園型認定こども園を含む)、公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)、国立大学附属幼稚園(国立は令和2年度1号補正・2号補正)。
2	対象範囲	学校法人立及び社会福祉法人立以外の幼稚園(個人立幼稚園等)も対象となるのか。	対象となります。
3	対象経費	幼稚園設置者の購入のみならず都道府県又は市区町村からも補助を受けた場合はどうなるのか。 (例:都道府県がマスクの購入、幼稚園が空気清浄機を購入した場合等)	1施設あたりの合計が500千円以内(限度額以内)となるように調整をお願いします。(都道府県又は市町村が一括購入しA園に配布した分の金額とA園が購入した金額との合計が500千円以内(限度額以内)となる必要があります。)
4	対象経費	備品等の購入の範囲はどこまで認められるのか。 (「〇〇は購入は可能か。」といった対象となる物品に関する質問)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から真に必要でかつ、対策に資する物品類であるかについて各都道府県等において御判断いただきますようお願いいたします。 (本来の用途とは異なる目的で使用、主たる機能の付属機能を使用する等、新型コロナウイルス感染症対策として説明が難しい、適切とはいえない物品類は対象外です。また、施設整備を伴うものについても対象外です。) (令和3年1月22日追記)令和2年度3次補正では、空気清浄機や体温計など、一度購入すれば一定期間使用可能な物品(備品に類するもの)は、備品等の購入においては対象外です。消毒液、マスク、ペーパータオル、ビニール手袋等、感染症対策のために日常的に必要な物品が対象です。
5	対象経費	「かかり増し経費」とは何か。	「かかり増し経費」とは、幼稚園が感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量等の増にかかる経費です。 例えば、 ・家庭訪問等実施のための交通費 ・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費 ・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費 ・感染症対策の研修受講等に係る経費 ・子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等(通常想定していない感染症対策の業務への手当も含む) ・感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費等です。
6	対象経費	厚労省のエタノール優先供給で購入したエタノールに係る購入費も今回の補助対象としてよいか。	対象となります。
7	対象経費	保健衛生用品に関して子ども用マスクとあるが、大人用マスクを購入してもよいか。	職員用(大人用)マスクは、再利用可能な布製マスクを国が一括して購入し、希望する幼稚園に配布することとしているため、これを御活用いただくことを想定していますが、不足等が見込まれる場合には、本事業の対象としていただいて差し支えないです。
8	対象経費	空気清浄機は対象となるか。	(令和2年度1号・2号補正) 必要以上の機能を有せず、取り付け・取り外しが安易なものであれば保健衛生用品として対象となります。(空気清浄機能付きの掃除機など、一義的に新型コロナウイルス感染症対策に資する物品とは言い難い品目については対象外)
9	対象経費	今回の購入費に関して園に対しての送料を含んでよいか。	物品調達と一体的な契約となっている場合のみ対象となります。別契約であれば配送料は対象外。(ICT化支援と同じ取り扱い)
10	対象経費	施設の消毒に係る経費は対象となるか。	対象となります。
11	対象経費	施設の消毒はどの程度を想定しているのか。	施設の職員が予防のために行う消毒や、自主的に業者に委託して実施する消毒に係る費用などに活用することが想定しています。 (幼稚園の職員や子どもが、新型コロナウイルス感染症に罹患した際に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条第2項の規定により、市町村等が施設の消毒を行い、当該消毒費用の2分の1を園が負担する場合には、本事業の対象となりません。)
12	申請・清算手続等	国立大学の附属幼稚園についても、県が事業対象とする場合、県から国立大学法人(附属幼稚園)に照会をかけたとりまとめ、県と国立大学法人(附属幼稚園)とが直接交付事務のやり取りをすることになるという認識でよいか。	(令和2年度第1号・第2号補正) ご認識のとおりです。 (令和2年度第3号補正) 文部科学省より直接交付を行いますので、都道府県でとりまとめて交付を行っていただく必要はありません。
13	申請・清算手続等	三社の見積もりは必要か。	2社以上の見積もりをとることが望ましいですが、都道府県、市区町村及び園の規則により適切に判断して下さい。
14	申請・清算手続等	事業完了はいつまでか。	納品及び支払いまで原則年度内に完了していただく必要があります。そのため、年度内に納品等終えていただく必要があります。